

鴨川市プロ野球招致事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年6月30日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第94号

鴨川市プロ野球招致事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、千葉ロッテマリーンズ鴨川後援会が行う第3条第1項各号に規定する事業に要する費用の一部について予算の範囲内において交付する鴨川市プロ野球招致事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、鴨川市補助金等交付規則（平成17年鴨川市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金は、千葉ロッテマリーンズ鴨川後援会に対して交付するものとする。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) プロ野球連携事業 千葉ロッテマリーンズと連携したスポーツ、文化、経済等の振興を図るための事業をいう。
- (2) プロ野球キャンプ等誘致・受入協力事業 市が行う千葉ロッテマリーンズのキャンプ、試合その他のイベントの誘致及び受入れに協力して地域振興を図るための事業をいう。

2 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために要する経費とし、慶弔費、食料費、視察研修費等であって補助事業の実施に不可欠であると認められない経費を除く。

3 補助金の額は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) プロ野球連携事業 補助対象経費の実支出額から補助事業の実施に伴う収入の額を控除した額の2分の1以内の額
- (2) プロ野球キャンプ等誘致・受入協力事業 補助対象経費の実支出額から補助事業の実施に伴う収入の額を控除した額の10分の10以内の額

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、鴨川市プロ野球招致事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 規約又は定款
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、規則第4条の規定により補助金の交付の可否を決定し、鴨川市プロ野球招致事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記

第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第6条 規則第8条の規定により申請事項の変更の承認を得ようとするときは、鴨川市プロ野球招致事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記第3号様式)に第4条各号に掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、鴨川市プロ野球招致事業変更(中止・廃止)承認・不承認通知書(別記第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、鴨川市プロ野球招致事業実績報告書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 収支決算書
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- (交付の請求)

第8条 規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、鴨川市プロ野球招致事業補助金交付請求書(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第9条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、鴨川市プロ野球招致事業補助金概算払請求書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和5年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに規則第4条の規定による交付の決定があった補助金については、第8条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別 記

第1号様式（第4条関係）

鴨川市プロ野球招致事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛て)

鴨川市長

申請者 所在地

名称

代表者名

⑧

年度鴨川市プロ野球招致事業補助金の交付を受けたいので、鴨川市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 交付申請額 円

3 事業完了予定年月日 年 月 日

4 事業の計画

区分	補助対象経費の 実支出予定額	交付申請額	備考
プロ野球連携事業	円	円	補助対象経費の実支出予定額×1/2=交付申請額
プロ野球キャンプ等 誘致・受入協力事業	円	円	補助対象経費の実支出予定額×10/10=交付金申請額

備考 交付申請額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 規約又は定款
- (4) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

鴨川市プロ野球招致事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

鴨川市長



年 月 日付けで申請のあった 年度鴨川市プロ野球招致事業補助金について、鴨川市補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 交付決定額 円  
交付条件
- 2 不交付  
理由

第3号様式（第6条関係）

鴨川市プロ野球招致事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

申請者 所在地

名称

代表者名

印

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定のあった補助事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、鴨川市補助金等交付規則第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 添付書類

第4号様式（第6条関係）

鴨川市プロ野球招致事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

鴨川市長



年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）について、下記のとおり決定したので、鴨川市プロ野球招致事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 承認

(1) 決定の内容

(2) 交付決定額	変更前	円
	変更後	円
	差額	円

2 不承認

理由

第5号様式（第7条関係）

鴨川市プロ野球招致事業実績報告書

年 月 日

(宛て)

鴨川市長

報告者 所在地  
名称  
代表者名

㊟

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定のあった補助事業が完了したので、鴨川市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の名称

2 交付決定額 円

3 事業完了年月日 年 月 日

4 事業の実績

区分	補助対象経費の 実支出額	実績額	備考
プロ野球連携事業	円	円	補助対象経費の 実支出額×1/2 =実績額
プロ野球キャンプ等誘 致・受入協力事業	円	円	補助対象経費の 実支出額×10/10 =実績額

備考 実績額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

5 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

第6号様式（第8条関係）

鴨川市プロ野球招致事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

請求者 所在地  
名称  
代表者名 ⑩

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった  
年度鴨川市プロ野球招致事業補助金について、鴨川市補助金等交付規則第15条の規定に  
より、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 円
- 2 振込先

金融機関名		本店・支店
口座種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		



第7号様式（第9条関係）

鴨川市プロ野球招致事業補助金概算払請求書

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

請求者 所在地  
名称  
代表者名 ⑩

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度鴨川市プロ野球招致事業補助金について、鴨川市補助金等交付規則第16条第2項の規定により、下記のとおり概算払されるよう請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		本店・支店
口座種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		